

ふじみ野市計画相談支援推進事業補助金交付Q & A

①<事業継続支援> 3,000円

- (1) ふじみ野市から障害者総合支援法に基づくサービス又は児童福祉法に基づくサービス(以下、「障害福祉サービス等」という。)の計画相談の支給決定を受けている方の契約者が20人以上
- (2) 計画相談とは別に2か所以上の障害福祉サービス等を利用している(違う事業所番号のもの)
- (3) 計画相談を受けている事業所とは別法人の障害福祉サービス等を利用している

対象期間	令和7年度から令和8年度まで
対象	上記(1)(2)又は(1)(3)の児・者の障害福祉サービス等の計画相談の請求を国保連に行い、審査が通ったもの
請求金額	1件3,000円
請求上限	1法人100件(上限30万・予算の範囲内)
年度の考え方	3月から翌年2月の期間

②<計画相談利用促進> 10,000円

対象期間	令和7年度から令和9年度まで
対象	過去5年間、障害福祉サービス等の計画相談の支給決定を受けていない児・者が、ふじみ野市から障害福祉サービス等の計画相談に係る支給決定を受け、計画相談の請求を国保連に行い、審査の通ったもの。
請求金額	1件10,000円
請求上限	予算の範囲内
年度の考え方	3月から翌年2月の期間

Q1 新規の定義は

A1 障害福祉サービスの申請を行った際に、1度も計画相談の支給決定を受けていない方です。(過去5年間をその判断期間とします。)

例：令和7年度の請求の対象となるのは、令和2年度～令和6年度に計画相談が付いていない児・者

他市区町村の援護で、計画相談を受けていた方が、転入し、ふじみ野市の援護となり、ふじみ野市内の相談支援事業所で計画相談支援を受けるようになった場合は、新規の対象とします。

ふじみ野市から障害福祉サービス又は児童福祉法に基づくサービスに係る支給決定を受けている児・者で、他市区町村の計画相談を受けていた方が、ふじみ野市の計画相談事業所に移った場合は、新規の対象としません。

児から者(者みなしを含む)となり、者として初めて計画相談という請求だけでは、新規の対象としません。

Q2 年度途中で支給決定した児・者、又は契約終了となった児者は対象か

A2 3月から翌年2月という期間内に国保連の請求を行って、請求が通った件数を対象とします。年度途中で担当した児者も対象とします。

Q3 年度途中で、他法人から引継ぎ等を行った場合、当法人では初めて受ける方の場合は対象となるのか

A3 新規の補助金請求は対象外。継続での請求は対象です。

転入してきた方で、前市区町村の障害福祉サービス又は児童福祉法に基づくサービスに係るの支給決定が切れ、ふじみ野市で改めて計画相談を受ける方は新規の扱いとなります。

Q4 新規配属の相談支援専門員が増えた場合、申請上限は増えるのか

A4 法人単位としますので、相談支援専門員が増えても上限は変わりません。

Q5 過誤申立てを行った場合の取扱いについては、どうすればよいか。

A5 過誤申立てを行い、実績がなかったことによる請求の取下げは、既に補助金を請求している場合は、返金をさせていただきます。

Q6 ふじみ野市援護者の契約者数が 20 人以上とするために、3 月から翌年 2 月に新規者数を増加した場合、両方の請求の対象になるのか

A6 新規の補助金申請(10,000 円)と事業継続支援(3,000 円)の両方の対象となります。

R7 計画相談支援推進補助金の対象となるサービスとは何か。

A7 国の障害福祉サービスを利用しており、それが他法人の事業所であれば対象とします。もしくは同法人でも事業所番号の違う障害福祉サービス事業所を複数利用していれば対象となります。

Q8 契約はしているが障害福祉サービス利用がない場合又は支給決定を受けて契約していない場合は対象となるのか。

A8 障害福祉サービス又は児童福祉法に基づくサービスに係るの請求で補助金の対象が審査しますので、本件は補助金の対象外です。

Q9 転入の場合は対象となるのか。

A9 ふじみ野市から障害福祉サービスの支給決定を受けることで、補助金の対象となります(事業継続支援と計画相談利用促進のどちらも)。

Q10 追加のモニタリングを行った場合は対象となるのか。

A10 支給決定以に必要性が出てきた場合にモニタリングを行う場合、事前に障がい福祉課障がい福祉係に連絡及び相談をしているケースは対象となります。

Q11 請求件数及び金額上限は。

A11 事業継続支援は新規契約とモニタリングを合わせて 1 事業所 100 件の 30 万が上限です。

計画相談利用促進に上限はありませんが、どちらも予算の範囲内となります。

Q12 集中支援加算のみの請求で、補助金の対象となるのか

A12 集中支援加算などの加算のみの請求は、補助金の対象外です。